

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月1日から19年7月1日までに
ついて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期
間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、15年4月から18年1月までは
14万2,000円に、同年2月から同年8月までは12万6,000円に、同年9月
から19年6月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂
正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履
行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月1日から平成10年10月1日ま
で
② 平成15年4月1日から19年7月1日まで

A社に勤務していた当時、おおむね毎年1万円程度昇給していたにもか
かわらず、申立期間①の標準報酬月額が、19年にわたり17万円のままと
なっており、その後いきなり3万円から4万円程度上がっているのは不自然
であり、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額は9万8,000円と下がっているが、給
与額はそれ以前の期間と変わっていないので、正しい標準報酬月額に訂正
してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき
標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行
われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報
酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、その場合、これら
の標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載された報酬月額から、平成 15 年 4 月から 17 年 9 月までは 14 万 2,000 円、同明細書に記載された報酬月額及び保険料控除額から、17 年 10 月から 18 年 1 月までは 14 万 2,000 円、同明細書に記載された保険料控除額から、18 年 2 月から同年 8 月までは 12 万 6,000 円、同年 9 月から 19 年 6 月までは 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録とが長期間にわたり相違していることから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は同期間に係る給与支払明細書を所持していない上、申立てに係る事業所は既に適用事業所ではなくなり、当時の事務担当者も、「賃金台帳等の資料は廃棄しており、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。」と回答していることから、申立人に係る申立期間①の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月4日から23年7月20日まで

老齢年金を請求する際に、脱退手当金を受給したこととなっているのを初めて知った。当時は、脱退手当金の制度自体を知らない上、退職後すぐに転居しており、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶にないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の健康保険整理番号の前後各50人のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後各2年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす男性被保険者は44人確認できるが、脱退手当金を受給した者はいない（上記名簿において、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示がある者は3人確認できるが、オンライン記録上は支給されていない記録となっており、その原因は不明である。）。その上、申立てに係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年9か月後の昭和25年4月10日に支給されたこととなっており、これらのことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、全ての被保険者期間がその計算の基礎とされるものであるが、申立期間より前に勤務した事業所における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、同期間は、申立人が初めて勤務した事業所における期間であることから、脱退手当金の請求時に失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額（290円）は、法定支給額

(219 円 99 銭) と著しく相違している。なお、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 12 月頃まで
金融機関を退職した後、A市B区（後にC区へ移転）にあったD社に勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立人が勤務していたと主張する場所及びその周辺には厚生年金保険の適用事業所として存在しておらず、同事業所を特定することができない。

また、申立てに係る事業所及びその類似の商号の法人は、申立人が主張する場所及び申立人の当時の住所地近辺において、登記上も特定することができない。

さらに、申立てに係る事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 3 日から 32 年 6 月頃まで

平成 22 年に年金記録確認地方第三者委員会から A 事業所に勤務していた当時の同僚について照会を受けた際に、A 事業所が昭和 32 年 6 月に適用事業所ではなくなったことを知り、また、勤務していたときに、B から「C 事業所が D に移転するので一緒に行かないか。」と声をかけられたが断ったことを思い出した。

A 事業所が所属していた C 事業所の D 移転に伴い A 事業所が廃止されるまで勤務したはずであるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、昭和 32 年 6 月に適用事業所ではなくなっている上、事業主を特定することができず、申立期間当時の申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料を確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚（当時）及び申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録のある 7 人に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態及び同事業所の D 移転について証言を得ることができない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 15 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた平成5年から15年8月までのうち、申立期間の標準報酬月額が、その直前の期間に比べて低くなっている。13年7月の人事異動により部長から参事になったが、職務内容や給与については変更がなかったため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は既に解散している上、事業主（当時）は申立人に係る賃金台帳、会計帳簿等の資料を保管していない旨回答しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、事業主及び経理担当者（当時）は、参事の給与が部長の給与に比べて同等であったか否かについては覚えていない旨回答している。

さらに、平成13年7月に職位に異動があった厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬月額の見直しが同年11月の随時改定により行われているが、事務処理上の不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月21日から同年5月21日まで
亡くなった夫から、A社に昭和25年7月から39年8月までの14年間継続して勤務していたと聞いており、申立期間の4か月について厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じているのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する社員カードには「33. 1. 20 優先再雇用約款付解雇」の記入とともに、「33. 1. 20～5. 20 Lay off」(レイオフとは、業績悪化時などに将来の業績回復時の再雇用を前提に労働者を解雇すること。)、 「再雇用 33年5月21日」との記入があり、申立人は申立てに係る事業所から申立ての期間について一時的に解雇されていたことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は昭和33年5月21日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、同名簿の申立人と同一ページに記載されている被保険者18人のうち、前後の被保険者記録が確認できた16人は、いずれも申立人と同様に同年1月21日に被保険者資格をいったん喪失し、同年5月21日に再度取得していることが確認でき、当時、申立てに係る事業所は多数の従業員を一時的に解雇(レイオフ)した後、再雇用したものと推認される。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年頃まで
② 昭和 53 年頃から 56 年 4 月 16 日まで

A社においてBとして勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

また、C社においてBとして勤務していた昭和 53 年頃から 58 年 6 月末頃までのうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の回答から、期間は特定できないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 62 年 3 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所ではない上、当時の代表取締役及び同期間において同社での雇用保険の加入記録が確認できる従業員（一人）は、いずれも同期間中は国民年金に加入している。

また、A社は、当時の賃金台帳等の資料が無いため、申立人に係る上記期間の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況については不明である旨回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間②中にC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員（複数）は、「申立人は、自分よりも前に入社していた。」と証言しており、時期及び期間は特定できないが、申立人が同期間中に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の事業主（当時）は、当時の資料が無いため、申立人に係る上記期間の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況については不明である旨回答している。

また、当時の同僚は、「自分には厚生年金保険の加入記録があり、保険料を控除されていた覚えもあるので、自分と一緒に勤務していた申立人も

厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたと思う。」としているが、申立人の具体的な加入期間、保険料控除額については不明であると証言している。

さらに、申立人のC社における雇用保険の記録は、昭和56年5月1日から58年6月25日までとなっており、厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致している。

- 3 申立期間①及び②について、申立人は給与明細書等を所持しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1469 (事案 475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 39 年 5 月 2 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した覚えはないとして記録の訂正を求めたが、認められなかった。

脱退手当金が支給されたと記録されている時期はA市に住んでおり、脱退手当金の請求手続も行っていないし、受給もしていない。退職直後の昭和 39 年 5 月 * 日に結婚式を挙げてから、すぐに新婚旅行に行き、その後同市に転居したが、今回これを裏付ける新婚旅行の時の領収書が出てきたため、再度申し立てる。

また、当時の同僚 3 人の名前を思い出したので、私が脱退手当金を受け取っていないことについて聞いてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 7 月 4 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が提出した新婚旅行で宿泊した旅館の領収書は、申立人が昭和 39 年 5 月 * 日に結婚式を挙げ、同日に新婚旅行に出発したことをうかがわせる資料ではあるものの、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる資料とは認められない。

また、申立人の供述から、申立人は脱退手当金が支給決定された昭和 39 年 7 月頃にA市に居住していたこととうかがえるものの、裁定請求書の受付は全国各地の社会保険事務所(当時)において行われているほか、脱退手当金の受領についても隔地払いの方法も行われており、受給が困難であったとま

では言えない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人は、いずれも連絡先が不明であり、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得られない。

ほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 5 日から同年 10 月 15 日まで
② 昭和 36 年 10 月 16 日から 39 年 1 月 1 日まで

「脱退手当金を受け取りに来てください。」という電話がどこからかあったが、その時、脱退手当金を受け取りに行けるような状況でなく、また、私は脱退手当金を受け取らなければ厚生年金保険の記録がそのままとなることを知っていたので受け取りに行かなかった。それにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金が支給されている記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受け取りに来るよう案内する電話を受けたことを記憶しており、脱退手当金の請求が行われていたことは認識していたが、脱退手当金を受け取らなければ厚生年金保険の被保険者期間として給付に反映されることを知っていたので受給しなかったと主張している。

しかしながら、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、脱退手当金の支給決定日である昭和 41 年 6 月 17 日の直後の同月 25 日付けで、申立期間②の記号番号が申立期間①の記号番号に統合されていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金の請求に併せて上記統合（重複取消）が行われたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、いつ、どこから電話がかかってきたか、また、脱退手当金を誰が請求したかなどについても記憶が曖昧であり分からないと回答している。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1471

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から同年 11 月 14 日まで
勤務していたA社における報酬月額は、申立期間を通じて9万 2,000 円に下がったことはなく、50 万円から 100 万円であったと記憶しており、また、厚生年金保険の標準報酬月額は遡及して訂正する届出を行ったことはないにもかかわらず、遡及して訂正され、実際の報酬月額に見合ったものとなっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録から、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 8 年 1 月は 50 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 59 万円、同年 10 月は 50 万円と記録されていたが、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 14 日付けで7年 8 月 1 日に遡って9万 2,000 円に訂正して引き下げられ、さらに、8 年 11 月 22 日付けで7年 8 月から同年 12 月までを訂正前の 50 万円に再度訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の商業登記簿から、申立人は申立期間において同事業所の取締役（申立てに係る事業所の取締役は一人のみで、事業主である。）であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正について届出を行っていないと主張している。しかし、申立人は、i) 申立期間当時は厚生年金保険料の納付が遅れることがあり、社会保険事務所（当時）からの求めにより自身が保険料を持参したことがあった旨、ii) 申立てに係る事業所が休業との理由により厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 8 年 11 月 14 日以降も事業を続けていた旨、iii) 社会保険事務所への届出等の事務は全て自身が行っていた旨述べていることに加え、不納欠損整理簿により、申立てに係る事業所が平成 8 年度の厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。これらのことから、上記標準報酬月額の遡及訂正処理については、社会保険事務所が、取締役（事業主）であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与

も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている取締役（事業主）として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から平成 8 年 8 月 1 日まで

申立期間①について、年金記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 41 年 9 月 1 日となっているが、所持している辞令では 40 年 12 月 1 日から勤務していることになっているので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、上記事業所における昭和 41 年 9 月の標準報酬月額が 1 万円となっているが、入社時の辞令には月給 1 万 4,500 円と記載されており、また、44 年 10 月の標準報酬月額は 2 万円となっているが、同年 4 月 1 日の辞令には 2 万 6,000 円と記載されていることから、標準報酬月額が違ふと思われるので、申立期間を精査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する辞令から、申立てに係る事業所において申立人は昭和 40 年 12 月 1 日から勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立てに係る事業所の事業主は、当時の資料が無く、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか不明である旨回答している。

また、i) 申立人が所持する辞令から、申立人は「試雇」として雇用されたことが確認できるが、申立てに係る事業所の元同僚（複数）は、「試雇」の者は厚生年金保険に加入していなかったと証言していること、ii) 申立期間①中に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚 8 人のうち 7 人（雇用保険の記録を確認できた者に限る。）が、申立人と同様

に、厚生年金保険の被保険者資格よりも先に雇用保険に加入していることから、同事業所は、従業員を必ずしも採用当初から厚生年金保険に加入させていたわけではないことがわかる。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、所持する昭和40年12月1日付け及び44年4月1日付けの辞令に基づき、申立期間②について標準報酬月額に誤りがあるとして申立てを行っている。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和41年9月1日から平成7年1月1日までの期間及び8年1月1日から同年2月1日までの期間については、給与明細書や源泉徴収票などの資料が無いことから、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立期間②のうち、平成7年1月1日から8年1月1日までについては、オンライン記録から算出した社会保険料額と申立人が所持する平成8年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載された社会保険料額とはおおむね一致する。

さらに、申立期間②のうち、平成8年2月1日から同年8月1日までについては、申立人が所持する雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額から算出した退職前6か月の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録と一致していることが、また、同年7月1日から同年8月1日までについては、申立人が所持する同年7月の給与明細書から、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立てに係る事業所の事業主は、当時の資料が無く、申立期間②において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたかどうか不明である旨回答している上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 16 日から 34 年 9 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金の請求手続をしたことも、脱退手当金を受け取ったことも記憶にないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省（当時）が脱退手当金の給付裁定のために必要となる標準報酬月額等を裁定庁に回答した日（昭和 34 年 10 月 14 日）が記録されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 12 月 18 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の姓は、当初、誤って記載されていたが、同事業所における被保険者資格を喪失した後の昭和 34 年 10 月 23 日に正しい姓に訂正されていることが確認でき、訂正した日が脱退手当金の支給日に近接していることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名の訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法の施行された昭和 36 年以前であり、申立人は退職時に再就職する意思はなかった旨を述べていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。